

西宮市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

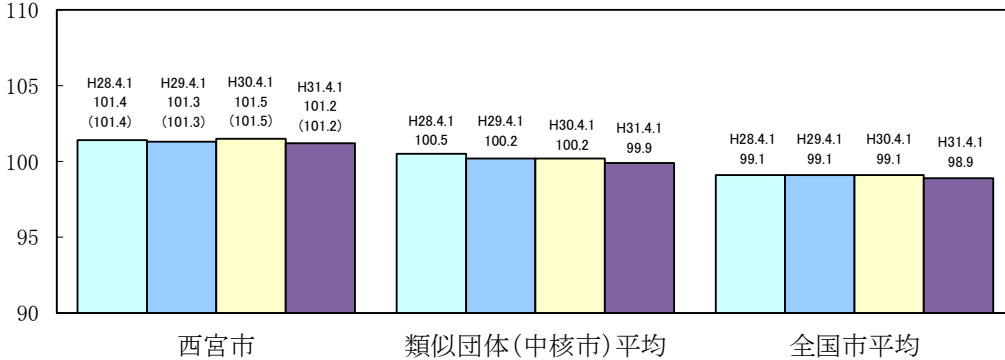
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件费率 (B)/(A)	(参考) 29年度の人件费率
30年度	485,189 人	172,108,135 千円	723,381 千円	34,813,380 千円	20.23 %	20.74 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費			計(B)	一人当たり給与費 (B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
30年度	3,233 人	12,159,967 千円	4,468,395 千円	5,610,902 千円	22,239,264 千円	6,879 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当、通勤手当を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 類似団体(中核市)平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている要因として、平均年齢の差に見られるように、国との人員構成上の違いが挙げられる。今後の改善の見込みについては、課長補佐級廃止による給料表の切替えに加え、給与制度の総合的見直しにより、給料表の水準を国の引き下げ幅を上回る平均約2.5%の引き下げを行っており、これらの見直しによる水準是正の効果を引き続き見込んでいる。また、平成29年度より、平成26年度から28年度まで実施していた給料減額措置を織り込んだ給料表及び職務給の原則をより徹底した給与制度を導入しており、これによって給与水準の抑制効果が生じ、ラスパイレス指数も徐々に下がっていくものと思われる。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均約2.5%の引下げ。
若年層については初任給に係る号給について引き下げは行わず、高齢層については最大4.3%の引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表についても行政職給料表との均衡を踏まえ、見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準15%に対し、西宮市においても15%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は13%、給与改定後は平成27年4月に遡及し14%を支給。

<参考>

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	12%	13%	14%	15%	15%	15%	15%
西宮市の支給割合	12%	13%	14%	15%	15%	15%	15%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	39.8 歳	310,197 円	405,505 円
兵庫県	44.3 歳	336,400 円	429,399 円
国	43.4 歳	329,433 円	411,123 円
中核市類	41.8 歳	319,221 円	414,070 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	50.7 歳	354,705 円	428,383 円
兵庫県	55.4 歳	336,000 円	401,593 円
国	50.9 歳	287,312 円	329,380 円
中核市類	49.8 歳	329,746 円	399,082 円

③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	46.4 歳	399,603 円	495,834 円
兵庫県	45.1 歳	376,900 円	449,846 円
中核市類	46.6 歳	387,978 円	456,095 円

④幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	47.4 歳	390,208 円	486,257 円
兵庫県	-	-	-
中核市類	39.0 歳	309,940 円	364,894 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		西宮市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	187,600 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	161,800 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	157,800 円	149,600 円	-
高等学校教育職	大学卒	221,300 円	209,100 円	-
幼稚園教育職	大学卒	214,100 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,000 円	337,800 円	359,800 円	371,800 円
	高校卒	217,300 円	302,500 円	346,100 円	362,100 円

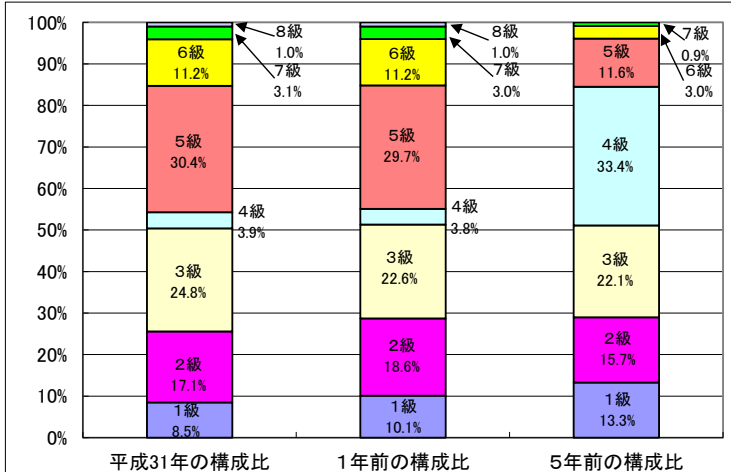
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	132人	8.5%	130,500円	249,300円
2級	主事・技師	266人	17.1%	175,400円	296,500円
3級	副主査	387人	24.8%	200,500円	336,900円
4級	主査	61人	3.9%	256,800円	398,800円
5級	係長	473人	30.4%	268,000円	413,500円
6級	課長	175人	11.2%	316,700円	445,500円
7級	部長	49人	3.1%	390,600円	487,300円
8級	局長	15人	1.0%	453,200円	528,800円

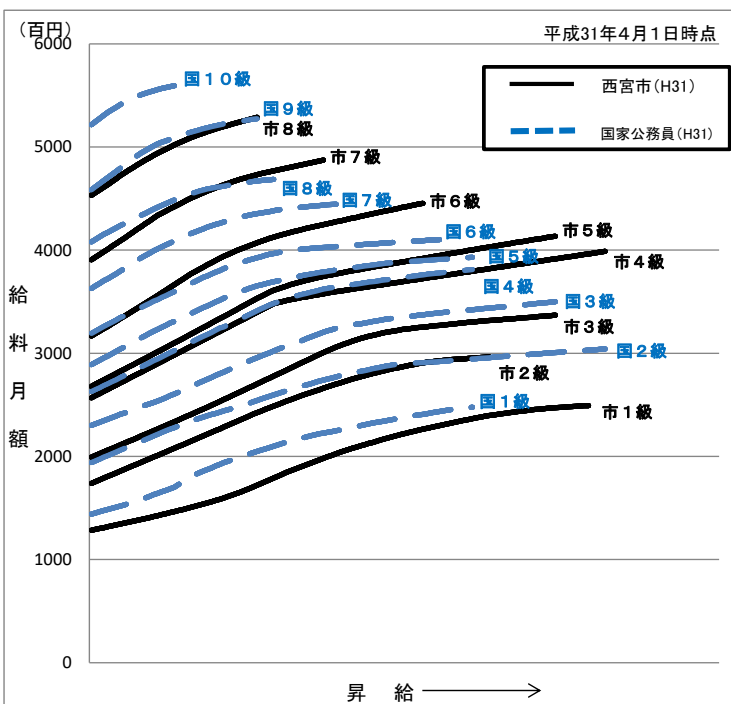
(注) 1 西宮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 人事・給与制度の見直しに伴い、平成29年度より6級を課長、7級を部長、8級を局長（従前は5級を課長、6級を部長、7級を局長）の職務としている。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(西宮市)

活用状況	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(普通会計)

西宮市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,742 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,877 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 3.062 月分 勤勉手当 1.388 月分 (1.62825)月分 (0.72175)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(西宮市)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在 普通会計)

西宮市			国		
(支給率)	自己都合	勲褒・定年	(支給率)	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合 4,071 千円 定年 21,779 千円 その他(死亡、勲褒) 23,012 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在 普通会計)

支給実績(平成30年度決算)		1,960,520 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		595,903 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度(支給率)
市内全域	15 %	3,290 人 15 %

(4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在 普通会計)

支給実績(平成30年度決算)	153,018 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	170,970 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	27.9 %
手当の種類(手当数)	26

特殊勤務手当支給基準

適用職種	種類	支給基準	支給実績 (平成30年度決算)	支給単価
一般行政職	税務事務従事手当	税務部職員が、次の各号に該当する税務事務に従事した場合	6,707 千円	次の各号に定める額。ただし、係長及びそれに相当する職以上の者には支給しない。 (1)実働1日 470円 (2)実働1日 380円 (3)実働1日 290円
		(1) 市税等の徴収、収納、滞納整理若しくは滞納処分に関する税務業務に従事したものの		
(2) 土地、家屋若しくは償却資産の調査若しくは固定資産税、都市計画税、国有資産等所在市町村交付金若しくは事業所税の賦課若しくは調定に関する税務事務に従事したものの				
(3) 個人市県民税又は法人市県民税の調査、賦課又は調定に関する税務事務に従事したものの				
	社会福祉法に定める指導監督及び現場業務従事手当	生活支援課、厚生課において社会福祉法第15条第1項第1号及び第2号に掲げる職並びにこれらに準ずる職の業務に従事した場合	5,892 千円	実働1日 340円
技能労務職	病原動物駆除作業従事手当	病原動物駆除作業に従事した場合	1,163 千円	実働1日 560円
	葬儀業務従事手当	葬儀事業の現場業務に従事した場合	183 千円	実働1日 660円
	食肉センター業務従事手当	食肉センターにおいて現場業務に従事した場合	0 千円	実働1日 500円
	し尿処理作業従事手当	し尿の収集及び搬送作業又はこれらの業務に係る指導監督業務に従事した場合	137 千円	実働1日 950円
		投入口における投入作業若しくは浄化槽の調査点検業務又はこれらの業務に係る指導監督業務に従事した場合	0 千円	実働1日 920円
	下水道清掃作業従事手当	下水道の清掃作業又は当該業務に係る指導監督業務に従事した場合	5,646 千円	実働1日 950円
	じんかいはり処理作業従事手当	じんかいはりの収集及び搬送作業若しくは終末処理作業又はこれらの業務に係る指導監督業務に従事した場合	28,622 千円	(1)ステージ誘導業務 実働1日 910円 (2)(1)以外の業務 (じんかいはりの計量業務を除く。) 実働1日 950円
医師職	医師特別給与調整手当	医師及び歯科医師が診療業務及び医学的研究に従事した場合	9,746 千円	医療職給料表(1) ・4級の者 月額 244,800円 ・3級の者 月額 203,050円以内 ・2級の者 月額 141,750円 ・1級の者 月額 112,500円 (新たに職員となった者又は退職した者については、その月の要勤務日数を基礎として日割り計算により支給する。)
医療職	放射線業務従事手当	診療放射線技師又は助産師、看護師若しくは准看護師が常態として放射線業務に従事した場合	0 千円	実働1日 280円
	細菌・病理検査業務従事手当	臨床検査技師が、次の各号のいずれかに該当する業務に従事した場合	0 千円	(1)細菌検査業務又は病理検査業務 実働1日 150円 (2)病理解剖の介助業務 解剖1件 2,550円
		(1) 細菌検査業務又は病理検査業務		
	公衆衛生業務従事手当	保健師(医療職給料表(3)4級以上に決定されている者を除く。)が、地域精神保健福祉業務として、対象者及びその家族等の訪問指導業務に従事した場合	132 千円	日額 180円
獣医師(医療職給料表(2)4級以上に決定されている者を除く。)が、食肉検査等業務に従事した場合		1,312 千円	実働1日 750円	
	獣医師(医療職給料表(2)4級以上に決定されている者を除く。)が、犬、猫等の捕獲、引取り、収容又は処理業務に従事した場合	415 千円	実働1日 500円	
消防職	機関業務手当	機関員の指定を受けた者が、消防自動車、救急自動車その他消防業務の用に供される車両(以下「消防車両」という。)の緊急運転業務、緊急走行の可能性が高い消防車両の機関操作業務に従事した場合、又は、消防車両の整備業務に従事した場合	1,824 千円	大型自動車機関員 実働1日 120円 普通自動車機関員 実働1日 100円 補助機関員 実働1日 50円 整備技術員 実働1日 150円
	出動手当	職員が火災、救急、救助又はその他の災害に出動した場合	22,772 千円	(1)救急救命士法による救急救命士の資格を有する者が、救急救命業務に従事した場合 出動1回 300円(下記①～③に該当する場合は、出動1回につき220円を加給) ①はしごを10m以上伸べ、登坂して作業した場合 ②山、崖等の墜落の危険が著しい地上10m以上の場所で作業した場合 ③特別装備等を装着して潜水し、救出又は救助作業に従事した場合 (2)(1)以外の出動 出動1回 200円
	特殊活動手当	職員が次の各号に掲げる特殊な消防活動に従事した場合	30 千円	(1)日額 910円 (2)日額 2,600円 (3)日額 2,600円
(1) 大規模災害が発生している区域において、消防組織法第39条第1項に規定する相互応援に基づき消防活動に従事した場合又は同法第45条第1項の規定に基づく緊急消防援助隊として消防活動に従事した場合				
(2) 爆発を伴う大規模な火災が発生している区域又はガス漏れ等により爆発等の危険性が著しく高い区域において、消防活動に従事した場合				
国際緊急援助隊	国際緊急援助隊	職員が「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(以下「国際緊急援助隊法」という。)の規定に基づく国際緊急援助隊の活動	0 千円	(1)日額 4,000円 (2)日額 3,000円 心身に著しい負担を与えると消防長が認める業務に従事した場合、当該各号に定める額にその100分の50(現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると消防長が認める場合にあつては、100分の100)に相当する額を超えない範囲内において消防長が定める額を加算する。
		(1) 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動(次号に掲げる業務を除く。)		
		(2) 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言(災害の現場において行う業務を除く。)		

適用職種	種類	支給基準	支給実績 (平成30年度決算)	支給単価
教育職	教員特殊勤務手当	教員(給与条例第7条の3第1項の適用を受ける者をいう。以下同じ。)が次に掲げる業務に従事した場合。ただし、(1)②に掲げる業務及び(4)に掲げる業務で泊を伴うものに従事した場合を除き、心身に著しい負担を与える業務内容の程度のものに従事した場合に限る。	17,961 千円	(1) ① 日額 8,000円 (重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災業務に4時間程度以上従事した場合は日額4,000円、7時間45分程度以上従事した場合は8,000円) ② 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の2第2項第2号に規定する額を超えない範囲で西宮市教育委員会が定める額 ③ 日額 7,500円 ④ 日額 7,500円 (2)日額 4,250円 (3)日額 3,000円 (4)日額 4,250円 (5)日額 900円
		学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの		
		① 非常災害時における児童(幼児を含む。以下同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の業務若しくは復旧の業務(イの業務に該当するものを除く。)		
		② 非常災害(災害救助法第2条に規定する災害であって、被災者の数、避難所の設置状況等からみて極めて重大であるとして西宮市教育委員会が指定するものに限る。)時における学校園に設置された避難所の運営等の救助の業務		
		③ 児童又は生徒の負傷又は疾病等に伴う救急の業務		
		④ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務		
		(2) 修学旅行又は臨海学校若しくは林間学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		
		(3) 学校の管理下において行う部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務		
		(4) 西宮市教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務を要しない日等に行うもの		
		(5) 高等学校入学志願者の学力検査における入学志願者の監督、採点又は合否判定の業務		
全職種共通 (消防職を除く)	特殊業務従事手当	職員が次の各号のいずれかに該当する業務に従事した場合	2,359 千円	日額 340円 ※下記の特殊勤務手当が支給される日又は支給される場合は支給しない。 ・税務事務従事手当 ・社会福祉法に定める指導監督及び現場業務従事手当 ・放射線業務従事手当 ・細菌・病理検査業務従事手当 ・公衆衛生業務従事手当 ・防疫等作業従事手当 ・災害業務従事手当(A)、(B)、(C)
		(1) 地上又は水上10m以上の不安定な場所での業務		
		(2) トンネル又は立坑内での業務		
		(3) 爆発物、高圧ガスその他の危険物又は有害物を取り扱う業務		
		(4) 水面下4m以上の場所での業務		
		(5) 交通遮断していない道路上での業務		
(6) その他特殊な現場での業務				
防疫等作業従事手当	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症及び二類感染症(以下「感染症」という。)の患者の入院若しくは面談による調査及び指導又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合	149 千円	作業1件 1,270円	
	シアン系化合物、サリンその他の毒劇物の化学分析業務及び発生現場における公衆衛生業務に従事した場合			
行旅病人取扱手当	行旅病人及び行旅死亡人の取扱い業務に従事した場合	0 千円	行旅病人取扱業務 作業1件 850円 行旅死亡人取扱業務 作業1件 1,700円	
全職種共通	夜間特別勤務手当	夜間(午後10時から翌日午前6時45分までの間をいう。)に正規の勤務時間(超過勤務命令等が発せられていない勤務時間。)として勤務に従事した場合	32,182 千円	夜間における勤務が ・2時間以上の場合 1勤務 730円 ・2時間未満の場合 1勤務 410円
	緊急呼出等手当	勤務を要しない日若しくは休日又は勤務時間外に緊急に呼び出しを受けて、任命権者が別に定める勤務に従事した場合	289 千円	1勤務 420円 (午後10時から午前5時の間に勤務した場合は1勤務850円)
	災害業務従事手当(A)	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項に基づく政令により激甚災害に指定される程度の重大な災害時において、応急作業等の災害業務に従事した場合	416 千円	日額 2,120円 (午後10時から午前5時の間に勤務した場合は1日額3,180円)
	災害業務従事手当(B)	防災指令発令下において巡回、監視、調査及び応急作業等の災害業務に従事した場合	4,109 千円	日額 1,700円 (午後10時から午前5時の間に勤務した場合は1日額2,550円)
	災害業務従事手当(C)	防災指令発令下において災害業務従事手当(A)及び(B)に掲げる業務以外の災害業務(待機業務を除く。)に従事した場合	1,948 千円	日額 1,270円 (午後10時から午前5時の間に勤務した場合は1日額1,910円)
	年末年始特別勤務手当	12月29日から1月3日までの間において勤務した場合	9,468 千円	1勤務 5,000円 (勤務に従事した時間が4時間以下の場合、2分の1に相当する額)

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(平成30年度決算)	712,555 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	302 千円
支給実績(平成29年度決算)	686,402 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	290 千円

(6) その他の手当(平成31年4月1日現在 普通会計)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)
扶養手当	子10,000円、その他の扶養親族6500円。16歳以上の子など5000円加算。	異なる	国と対象範囲が異なり、配偶者のおよび父母を含む。	341,251 千円	235,346 円
住居手当	世帯主(これに準ずる者を含む。)13,000円。	異なる	国は、借家・借間居住者で家賃12,000円を超える者に支給、最高限度額27,000円。	382,789 千円	153,546 円
通勤手当	通勤のためにバス、電車など交通機関を利用する者に、6箇月定期券等の価額により支給(一箇月当たりの最高支給限度額55,000円)。交通用具利用者(自転車、単車、自動車)は用具、距離に応じて2000円～31,600円。	異なる	利用する交通用具により支給額が異なる。(国には交通用具の区分がない。)	331,675 千円	106,545 円
管理職手当	係長級から局長級の職位に応じて、45,000円～112,000円を支給。	異なる	国は職位に応じて、46,300円～139,300円を支給。	772,001 千円	830,109 円

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分	給料	料	月 額	
			(参考) 中核市類における最高/最低額	
給料	市長	988,920 円	1,180,000 円	722,400 円
	(1,206,000 円)			
報酬	副市長	974,000 円	974,000 円	717,600 円
	議長	827,000 円	827,000 円	584,000 円
期末手当	副議長	748,000 円	748,000 円	504,000 円
	議員	687,000 円	700,000 円	475,000 円
退職手当	市長	(平成30年度支給割合) 4.450 月分	(算定方式) 988,920円×在職月数×49/100	(1期の手当額) 23,259,400 円
	副市長	(平成30年度支給割合) 4.450 月分	(1,206,000円×在職月数×49/100	(支給時期) 任期ごと
備考	議員		974,000円×在職月数×36/100	16,830,720 円 任期ごと

- (注) 1 給料及び退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合の退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

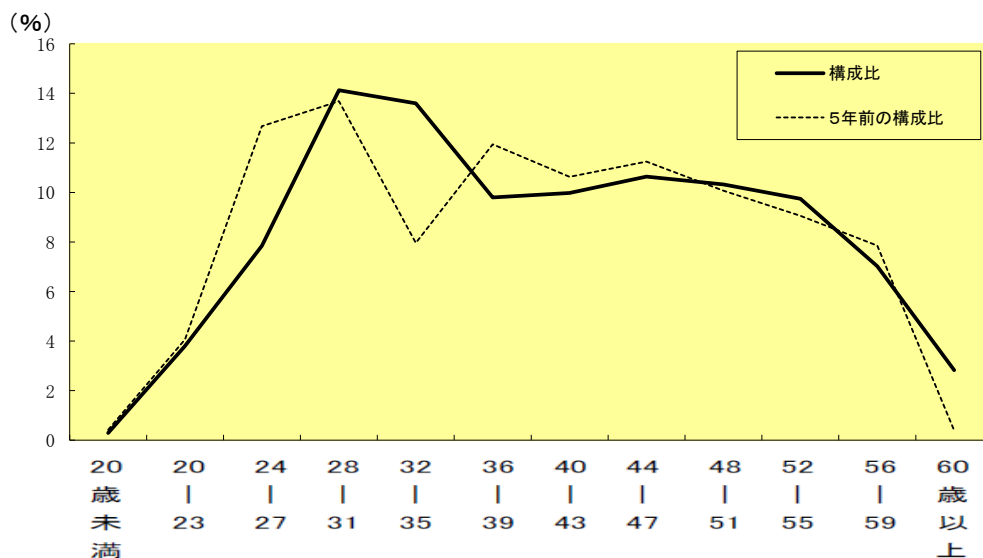
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在・人)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成30年	平成31年			
一般行政部門	議 会	18	18	—	
	総 務	529	528	-1	
	税 務	137	137	—	
	民 生	718	729	11	県からの権限移譲に伴う体制強化 幼児教育・保育の無償化実施に伴う体制強化
	衛 生	439	443	4	じんかい収集事業等の欠員補充
	労 働	10	9	-1	
	農林水産	7	8	1	
	商 工	21	24	3	プレミアム付商品券事業実施に伴う体制強化
	士 木	318	313	-5	事務執行体制の見直し
小 計	2,197	2,209	12		
特別行政部門	教 育	560	561	1	
	消 防	449	463	14	消防体制の強化
	小 計	1,009	1,024	15	
公営企業部門	病 院	226	221	-5	職員配置の見直し
	水 道	172	172	—	
	下 水 道	77	77	—	
	そ の 他	106	107	1	
	小 計	581	577	-4	
合 計	3,787	3,810	23		

※職員数は、一般職に属する職員数。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	11人	125人	308人	477人	534人	443人	327人	426人	392人	366人	278人	123人	3,810人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	過去5年間の 増減数(率)	
								増減数	率
一般行政職		2,035	2,081	2,133	2,178	2,197	2,209	174	(8.6%)
教育		565	552	554	556	560	561	▲4	(▲0.7%)
消防		439	443	434	441	449	463	24	(5.5%)
普通会計計		3,039	3,076	3,121	3,175	3,206	3,233	194	(6.4%)
公営企業会計計		563	568	580	575	581	577	14	(2.5%)
総合計		3,602	3,644	3,701	3,750	3,787	3,810	208	(5.8%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B)／(A)	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	9,760,656 千円	841,621 千円	1,391,172 千円	14.3 %	16.0 %

- (注) 1 職員給与費には退職手当、法定福利費を含む。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費354,886千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B)／(A)
		給 料	職員手当	期末・勤労手当	計 (B)	
30年度	191 人	750,584 千円	303,584 千円	339,985 千円	1,394,153 千円	7,299 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当、通勤手当を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

ア 事務・技術職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	42.0 歳	328,122 円	434,211 円
中核市類(一般行政職)	41.8 歳	319,221 円	414,070 円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	50.1 歳	372,148 円	455,477 円
中核市類(技能労務職)	49.8 歳	329,746 円	399,082 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの額を合計したものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤労手当

西 宮 市	一 般 行 政 職	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,780 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,742 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 3.062 月分 勤労手当 1.388 月分 (1.62825)月分 (0.72175)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 3.062 月分 勤労手当 1.388 月分 (1.62825)月分 (0.72175)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤労手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

西 宮 市	一 般 行 政 職	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 自己都合 0 千円 定年 22,954 千円 その他(死亡、勸奨) 0 千円	1人当たり平均支給額 自己都合 4,071 千円 定年 21,779 千円 その他(死亡、勸奨) 23,012 千円	

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		122,116 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		639,349 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	15 %	191 人	15 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)			7,185 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)			65,914 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)			57.1 %	
手当の種類(手当数)			10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
夜間特別勤務手当	三交替制勤務に従事するもの	深夜業務の浄配水作業	1,997 千円	1勤務 730円
滞納整理業務手当	料金収納等従事職員(管理職を除く)	料金収納(滞納整理)業務のための出張	0 千円	日額 300円
特殊業務従事手当	全職種の職員	交通遮断のない道路上など特殊な現場等での業務	4,351 千円	日額 340円
緊急呼出手当	技術職員・工事・修繕従事職員等	勤務時間外の呼出による緊急作業	43 千円	1回 420円 (深夜は850円)
ポンプ場業務従事手当	全職種の職員	ポンプ場におけるポンプ運転作業	0 千円	日額 370円
災害業務従事手当	全職種の職員	激甚災害等重大な災害時における災害業務	0 千円	日額 2,120円 (深夜は3,180円)
		水防、防災指令下での屋外作業	17 千円	日額 1,700円 (深夜は2,550円)
		水防、防災指令下でのその他の作業	0 千円	日額 1,270円 (深夜は1,910円)
奨励手当(1)	料金収納および工事・修繕従事職員等	無届工事、不正使用の発見や給水停止業務	0 千円	1件 500円
奨励手当(2)	メーター検針業務従事職員以外の職員	検針業務	1 千円	検針回数1個 10円
技能手当	一定の資格等を保有する職員	電気主任技術者、衛生管理者、ダム管理者免許に関する業務	96 千円	月額 2,000円
		無線従事者、フォークリフト、シヨベルローダー又は小型船舶の運転業務	0 千円	月額 100円
年末年始特別勤務手当	年末年始に勤務した職員	年末年始に勤務する各職員の担当業務	680 千円	日額 5,000円 (4時間以下の場合、は2分の1に相当する額)

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	58,228 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	607 千円
支給実績(平成29年度決算)	60,481 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	630 千円

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる内 容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	子10,000円、その他の扶養親族6500円。16歳以上の子など5000円加算。	同		21,932 千円	215,020 円
住居手当	世帯主(これに準ずる者を含む。)13,000円。	同		22,298 千円	153,782 円
通勤手当	通勤のためにバス、電車など交通機関を利用する者に、6箇月定期券等の価額により支給(一箇月当たりの最高支給限度額55,000円)。交通用具利用者(自転車、単車、自動車)は用具、距離に応じて2000円～31,600円。	同		18,066 千円	102,646 円
管理職手当	係長級から局長級の職位について、45,000円～107,000円を支給。	異	市長部局の上限は112,000円。	53,567 千円	754,458 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況 (決算)

区 分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B) / (A)	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	376,228 千円	92,933 千円	43,757 千円	11.6 %	11.7 %

(注) 職員給与費には退職手当、法定福利費を含む。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B) / (A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
30年度	5 人	19,528 千円	7,426 千円	9,407 千円	36,361 千円	7,272 千円

(注) 1 職員手当には退職手当、通勤手当を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

ア 事務・技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	42.0 歳	337,680 円	459,177 円
中核市類(一般行政職)	41.8 歳	319,221 円	414,070 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	- 歳	- 円	- 円
中核市類(技能労務職)	49.8 歳	329,746 円	399,082 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの額を合計したものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

西 宮 市	一 般 行 政 職	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,881 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,742 千円	-
(平成30年度支給割合) 期末手当 3.062 月分 勤勉手当 1.388 月分 (1.62825)月分 (0.72175)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 3.062 月分 勤勉手当 1.388 月分 (1.62825)月分 (0.72175)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

西 宮 市	一 般 行 政 職	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 自己都合 0 千円 定年 0 千円 その他(死亡、勸奨) 0 千円	1人当たり平均支給額 自己都合 4,071 千円 定年 21,779 千円 その他(死亡、勸奨) 23,012 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		3,322 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		664,443 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度(支給率)
市内全域	15 %	5 人 15 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)			12 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)			12 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)			20.0 %	
手当の種類(手当数)			10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
夜間特別勤務手当	三交替制勤務に従事するもの	深夜業務の浄配水作業	0 千円	1勤務 730円
滞納整理業務手当	料金収納等従事職員(管理職を除く)	料金収納(滞納整理)業務のための出張	0 千円	日額 300円
特殊業務従事手当	全職種の職員	交通遮断のない道路上など特殊な現場等での業務	12 千円	日額 340円
緊急呼出手当	技術職員・工事・修繕従事職員等	勤務時間外の呼出による緊急作業	0 千円	1回 420円 (深夜は850円)
ポンプ場業務従事手当	全職種の職員	ポンプ場におけるポンプ運転作業	0 千円	日額 370円
災害業務従事手当	全職種の職員	激甚災害等重大な災害時における災害業務	0 千円	日額 2,120円 (深夜は3,180円)
		水防、防災指令下での屋外作業	0 千円	日額 1,700円 (深夜は2,550円)
		水防、防災指令下でのその他の作業	0 千円	日額 1,270円 (深夜は1,910円)
奨励手当(1)	料金収納および工事・修繕従事職員等	無届工事、不正使用の発見や給水停止業務	0 千円	1件 500円
奨励手当(2)	メーター検針業務従事職員以外の職員	検針業務	0 千円	検針回数1個 10円
技能手当	一定の資格等を保有する職員	電気主任技術者、衛生管理者、ダム管理者免許に関する業務	0 千円	月額 2,000円
		無線従事者、フォークリフト、ショベルローダー又は小型船舶の運転業務	0 千円	月額 100円
年末年始特別勤務手当	年末年始に勤務した職員	年末年始に勤務する各職員の担当業務	0 千円	日額 5,000円 (4時間以下の場合には2分の1に相当する額)

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	67 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	67 千円
支給実績(平成29年度決算)	165 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	165 千円

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	子10,000円、その他の扶養親族6500円。16歳以上の子など5000円加算。	同		460 千円	153,333 円
住居手当	世帯主(これに準ずる者を含む。)13,000円。	同		624 千円	156,000 円
通勤手当	通勤のためにバス、電車など交通機関を利用する者に、6箇月定期券等の価額により支給(一箇月当たりの最高支給限度額55,000円)。交通用具利用者(自転車、單車、自動車)は用具、距離に応じて2000円～31,600円。	同		554 千円	110,878 円
管理職手当	係長級から局長級の職位について、45,000円～107,000円を支給。	異	市長部局の上限は112,000円。	2,387 千円	596,775 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況 (決算)

区 分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B)/(A)	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	10,892,341 千円	1,129,665 千円	486,591 千円	4.5 %	4.3 %

- (注) 1 職員給与費には退職手当、法定福利費を含む。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費157,222千円を含まない。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B)/(A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
30年度	78 人	286,763 千円	109,912 千円	131,821 千円	528,496 千円	6,776 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当、通勤手当を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

ア 事務・技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	38.1 歳	304,336 円	399,851 円
中核市類(一般行政職)	41.8 歳	319,221 円	414,070 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	52.1 歳	382,329 円	462,206 円
中核市類(技能労務職)	49.8 歳	329,746 円	399,082 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの額を合計したものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

西 宮 市	一 般 行 政 職	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,690 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,742 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 3.062 月分 勤勉手当 1.388 月分 (1.62825)月分 (0.72175)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 3.062 月分 勤勉手当 1.388 月分 (1.62825)月分 (0.72175)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

西 宮 市	一 般 行 政 職	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 自己都合 0 千円 定年 22,682 千円 その他(死亡、勸奨) 21,681 千円	1人当たり平均支給額 自己都合 4,071 千円 定年 21,779 千円 その他(死亡、勸奨) 23,012 千円	

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		46,980 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		602,312 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度(支給率)
市内全域	15 %	78 人 15 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)			1,427 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)			33,187 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)			55.1 %	
手当の種類(手当数)			10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間特別勤務手当	三交替制勤務に従事するもの	深夜業務の浄配水作業	0 千円	1勤務 730円
滞納整理業務手当	料金収納等従事職員(管理職を除く)	料金収納(滞納整理)業務のための出張	0 千円	日額 300円
特殊業務従事手当	全職種の職員	交通遮断のない道路上など特殊な現場等での業務	827 千円	日額 340円
緊急呼出手当	技術職員・工事・修繕従事職員等	勤務時間外の呼出による緊急作業	34 千円	1回 420円 (深夜は850円)
ポンプ場業務従事手当	全職種の職員	ポンプ場におけるポンプ運転作業	557 千円	日額 370円
災害業務従事手当	全職種の職員	激甚災害等重大な災害時における災害業務	0 千円	日額 2,120円 (深夜は3,180円)
		水防、防災指令下での屋外作業	0 千円	日額 1,700円 (深夜は2,550円)
		水防、防災指令下でのその他の作業	4 千円	日額 1,270円 (深夜は1,910円)
奨励手当(1)	料金収納および工事・修繕従事職員等	無届工事、不正使用の発見や給水停止業務	0 千円	1件 500円
奨励手当(2)	メーター検針業務従事職員以外の職員	検針業務	0 千円	検針回数1個 10円
技能手当	一定の資格等を保有する職員	電気主任技術者、衛生管理者、ダム管理者免許に関する業務	0 千円	月額 2,000円
		無線従事者、フォークリフト、ショベルローダー又は小型船舶の運転業務	0 千円	月額 100円
年末年始特別勤務手当	年末年始に勤務した職員	年末年始に勤務する各職員の担当業務	5 千円	日額 5,000円 (4時間以下の場合には2分の1に相当する額)

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	12,051 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	251 千円
支給実績(平成29年度決算)	12,405 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	270 千円

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)
扶養手当	子10,000円、その他の扶養親族6500円。16歳以上の子など5000円加算。	同		9,556 千円	222,233 円
住居手当	世帯主(これに準ずる者を含む。)13,000円。	同		10,601 千円	155,893 円
通勤手当	通勤のためにバス、電車など交通機関を利用する者に、6箇月定期券等の価額により支給(一箇月当たりの最高支給限度額55,000円)。交通用具利用者(自転車、単車、自動車)は用具、距離に応じて2000円～31,600円。	同		8,943 千円	122,502 円
管理職手当	係長級から局長級の職位について、45,000円～107,000円を支給。	異	市長部局の上限は112,000円。	20,314 千円	725,503 円

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況 (決算)

区 分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B)/(A)	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	6,001,398 千円	-391,559 千円	2,366,367 千円	39.43 %	40.3 %

(注) 職員給与費には退職手当、法定福利費を含む。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B)/(A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
30年度	221 人	929,662 千円	559,049 千円	427,900 千円	1,916,611 千円	8,672 千円

(注) 1 職員手当には退職手当、通勤手当を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

ア 事務・技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	- 歳	- 円	- 円
中核市類(一般行政職)	41.8 歳	319,221 円	414,070 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西宮市	- 歳	- 円	- 円
中核市類(技能労務職)	49.8 歳	329,746 円	399,082 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの額を合計したものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

西 宮 市	一 般 行 政 職	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,836 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,742 千円	-
(平成30年度支給割合) 期末手当 3.062 月分 勤勉手当 1.388 月分 (1.62825)月分 (0.72175)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 3.062 月分 勤勉手当 1.388 月分 (1.62825)月分 (0.72175)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成30年4月1日現在)

西 宮 市	一 般 行 政 職	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 自己都合 1,141 千円 定年 23,537 千円 その他(死亡、勸奨) 0 千円	1人当たり平均支給額 自己都合 4,071 万円 定年 21,779 万円 その他(死亡、勸奨) 23,012 万円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		122,703 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		535,821 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度(支給率)
市内全域	12 %	229 人 15 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			176,790 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			841,856 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			95.0 %	
手当の種類（手当数）			12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （30年度決算）	左記職員に対する 支給単価
医師特別給与調整手当	医師	診療業務及び医学的研究	110,719 千円	院長～医師までの各区分につき、月額244,800円～112,500円
特別診療手当	医師	正規の勤務時間外における診療業務	37,011 千円	1時間未満～5時間以上の各区分につき、3,000円～18,000円
		正規の勤務時間外における救急患者の診療業務	2,262 千円	入院を必要とする救急患者 1件 5,000円（入院を必要としない場合は1,000円）
放射線業務従事手当	常態として放射線業務に従事する職員	放射線業務	1,928 千円	月額 280円
細菌・病理検査業務従事手当	臨床検査技師	細菌検査業務又は病理検査業務	194 千円	月額 150円
		病理解剖の介助業務	13 千円	1件 2,550円
夜間看護手当	病棟に勤務する助産師、看護師又は准看護師	深夜勤務若しくは準夜勤務又は夜間勤務	17,321 千円	1勤務 深夜 2,920円 準夜 2,580円 夜間 5,850円
特殊業務従事手当	全職種の職員	交通遮断のない道路上など特殊な現場等での業務	0 千円	月額 340円
防疫等作業従事手当	全職種の職員	感染症の患者の入院に係る業務等	0 千円	1件 1,270円
行旅病人取扱手当	全職種の職員	行旅病人及び行旅死亡人の取扱い業務	0 千円	行旅病人 1件 850円 行旅死亡人 1件 1,700円
夜間特別勤務手当	全職種の職員	正規の勤務時間としての夜間の勤務	0 千円	2時間以上 1回 730円 (2時間未満は410円)
緊急呼出等手当	全職種の職員	正規の勤務時間外に救急患者等の診療等のため自宅等に待機を命じられ、待機	5,880 千円	1回 3,500円 (20時間以上は7,000円)
		正規の勤務時間外に緊急に呼出しを受けた勤務	44 千円	1回 420円 (深夜は850円)
災害業務従事手当	全職種の職員	激甚災害等重大な災害時における災害業務	0 千円	月額 2,120円 (深夜は3,180円)
		防災指令下での屋外作業	0 千円	月額 1,700円 (深夜は2,550円)
		防災指令下でのその他の作業	0 千円	月額 1,270円 (深夜は1,910円)
年末年始特別勤務手当	全職種の職員	年末年始に勤務する各職員の担当業務	1,418 千円	月額 5,000円 (4時間以下の場合には2分の1に相当する額)

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	47,582 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	350 千円
支給実績（平成29年度決算）	67,537 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	504 千円

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成30年度決算）
扶養手当	子10,000円、その他の扶養親族6500円。16歳以上の子など5000円加算。	同		19,218 千円	208,886 円
住居手当	世帯主（これに準ずる者を含む。）13,000円。	同		26,289 千円	147,689 円
通勤手当	通勤のためにバス、電車など交通機関を利用する者に、6箇月定期券等の価額により支給（一箇月当たりの最高支給限度額55,000円）。 交通用具利用者（自転車、単車、自動車）は用具、距離に応じて2000円～31,600円。	同		14,788 千円	70,756 円
管理職手当	係長級から局長級の職位について、45,000円～135,000円を支給。	異	副医長（係長級）：48,000円～ 院長（局長級）：135,000円	80,674 千円	906,453 円

【参考】

民間の類似職種の給与(平成28～30年度の3カ年平均)

職種	平均年齢	平均給与月額	年収ベース
調理士	43.4 歳	253,000 円	3,392,000 円
自家用乗用自動車運転者	57.7 歳	246,600 円	3,184,300 円
清掃職	45.9 歳	296,600 円	4,102,900 円
用務員	55.6 歳	211,600 円	2,883,400 円

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(期間を定めて日々雇用されている者等を含む。)を使用しており、本市職員の年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致するものではない。

※ 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに、前年に支給された年間所与の額を合計した試算値である。